

酒田市スポーツ推進委員会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、「酒田市スポーツ推進委員会」と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、「酒田市教育委員会スポーツ振興課」内に置く。

第2章 組織

(組織)

第3条 この会は、酒田市スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）をもって組織する。

第3章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互の連携のもとにスポーツ推進委員の任務を遂行し、スポーツの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 会員相互の連携に関すること。
- (3) スポーツ関係団体並びにスポーツ関係機関との連携に関すること。

第4章 役員

(役員の数)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 3名
- (4) 理事 25名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、部会長は理事の互選により選出し、会計及び監事は会員より選出し、総会において承認を得なければならない。

- 2 会長及び副会長に選出された地区は、理事および委員を追加することができる。
- 3 理事は、飛鳥地区を除く小学校の学区ごと又は酒田市コミュニティセンター設置管理条例（平成17年条例第194号）第2条に規定するコミュニティセンターの対象区域ごとに1名とする。
- 4 顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、この会の活動の中心的役割をになう。
- (4) 部会長は、部会を代表し、会務を統轄する。
- (5) 会計は、この会の出納事務（以下「会計」という。）を担当する。
- (6) 監事は、この会の会計を監査する。
- (7) 顧問は、この会の重要事項について諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年間とし再任を妨げないものとする。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

第5章 会議

(会議)

第10条 この会の会議は、総会、理事会及び、三役会とする。

- 2 三役会は、会長、副会長、部会長をもって構成する。

(会議の招集及び議長)

第11条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- (1) 定時総会は、年1回招集する。なお、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- (2) 理事会は、会長が認めた時に招集する。
- (3) 三役会は、必要に応じて招集する。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他この会の業務に関する重要事項

(理事会)

第13条 理事会は、この会の運営に必要な事項を協議する。

(三役会)

第14条 三役会は、理事会に提案する事項を協議する。

(定足数)

第15条 会議の定足数は、次のとおりとする。

- (1) 総会の定足数は、スポーツ推進委員の過半数とする。
- (2) 理事会の定足数は、理事の過半数とする。

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

第6章 部会

(部会)

第17条 この会に部会を置く。

- 2 部会は、総務企画部会、事業運営部会、指導普及部会とする。
- 3 部会に必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 会計

(会計区分)

第18条 この会の会計は、一般会計と特別会計に区分する。

(収入)

第19条 この会の一般会計は「酒田市スポーツ推進委員会研修活動事業会計」と称し、酒田市の負担金をもってあてる。

- 2 この会の特別会計は「酒田市スポーツ推進委員会会計」と称し、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第20条 この会の会費は、総会において決定する。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年11月26日一部改正同日から施行する。

この規約は、平成28年4月24日一部改正同日から施行する。

この規約は、平成29年4月23日一部改正同日から施行する。

この規約は、令和2年1月18日一部改正同日から施行する。